

地方卸売市場条例の改正に関わる内容の新旧対照表(概要)

項目	現行 条文	現 行	改 正 案
開設の許可	4	・地方卸売市場を開設しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。	廃止
卸売の業務の許可	7	・卸売の業務を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。	廃止
買受人	14	・卸売業者から卸売を受けようとする者は、業務規程で定めるところにより、開設者の承認を受けなければならない。	廃止
売買取引の原則	15	・地方卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。	廃止（改正法の規定により開設者が業務規程で定める）
売買取引の方法	15の2	・卸売業者は、生鮮食料品等の区分に応じた売買取引方法で卸売を行う。 1号物品：せり又は入札 2号物品：一定割合をせり又は入札 3号物品：せり若しくは入札又は相対	廃止（改正法の規定により開設者が業務規程で定める）
差別的取扱いの禁止	16の1	・開設者又は卸売業者は、出荷者、買受人その他地方卸売市場の利用者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。	廃止（改正法の規定により開設者が業務規程で定める）
受託拒否の禁止	16の2	・卸売業者は、販売の委託の申し込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。	廃止
代金決済	19	・卸売業者は、委託を受けた生鮮食料品等の卸売をしたときは、すみやかにその代金を委託者に支払わなければならない。 ・買受人は、卸売業者から生鮮食料品等を買ったときは、すみやかにその代金を卸売業者に支払わなければならない。	廃止（改正法の規定により開設者が業務規程で定める）
事業報告書の提出	23	・卸売業者は、毎事業年度の末日現在において作成した事業報告書を知事に提出しなければならない。	廃止（改正法の規定により開設者に提出）
卸売予定数量等の公表	24	・開設者は、毎日の卸売開始までに主要品目の予定数量を公表しなければならない。 ・開設者は、その日に卸売をした主要品目の数量・価格を公表しなければならない。	廃止（改正法の規定により開設者が業務規程で定める）
市況等に関する報告	25	・開設者は、生鮮食料品等についてその毎月の市況並びに卸売業者の卸売の数量及び金額を知事に報告しなければならない。	現行どおり
指導監督	26～ 27	・知事は、地方卸売市場の適正かつ健全な運営を確保するため、開設者・卸売業者に対し、指導監督を行うことができる。	・知事は、地方卸売市場の適正かつ健全な運営を確保するため、開設者に対し、指導監督（開設者が卸売業者に対して行う指導監督に関するものを含む）を行うことができる。
助成	29	・知事は、地方卸売市場の開設に係る業務の適正かつ健全な運営を図るために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うことができる。	現行どおり